

国名
シンガポール
在外公館名
在シンガポール日本国大使館
情報確認年月日
2019年10月2日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（ <input checked="" type="checkbox"/> は該当）
<input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input checked="" type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>（薬物の持ち込み承認等について）</p> <p><input type="radio"/> 薬物の種類に応じて以下のように区分されている。</p> <p>①（医療目的であったとしても）持ち込みが禁止されている薬物</p> <p>② 事前にシンガポール健康科学庁（以下「同庁」という。）の承認を受けることにより、持ち込みが可能となる薬物</p> <p>③ 事前に当局の承認を要せずに持ち込みが可能な薬物（ただし、3ヶ月分以上を一度に持ち込む場合は、事前に承認を受ける必要がある。）</p> <p><input type="radio"/> 事前に承認が必要な薬物を持ち込む場合（3ヶ月分以上を一度に持ち込む場合も含む。）は、シンガポール到着の10営業日以上前に、必要書類を添えて申請書を同庁に電子メールで提出する必要がある。</p> <p>必要書類：薬局が発行した薬剤情報及び医師による処方箋（薬剤名、用法用量が記載されたもの）</p> <p>なお、添付書類については、迅速な審査のためできる限り英語で記載することが求められている。</p> <p><input type="radio"/> 承認の要件として、以下が示されている。</p>

- ・薬物は申請者個人が使用するものであること（他者への販売や提供は禁止されている。）
- ・シンガポールで入手できないものであること
- ・使用に当たっては申請者が全ての責任を負うこと

- シンガポール到着の際、持参した薬物全てについて、税関で申告する必要がある。また、持ち込みに当たり事前に同庁の承認が必要な薬物については、その承認の書面（同庁からのメールを印刷したもの等）を提示する必要がある。なお、空港のトランジットエリアを通過するだけであれば、薬物持ち込みの事前承認や申告は不要。

（滞在中の国外からの薬物の個人輸入について）

- シンガポール滞在中のシンガポール国外からの薬物の個人輸入については、同庁の基準を満たすものである限り行っても差し支えないが、同庁では推奨していない（国外製造の薬物は当局による安全性・有効性・品質の評価が行われていないものであるという理由による）。なお、個人輸入は自分自身又は家族が使用する薬物に限って可能であり、例えば友人や動物のために行うことは不可とされている。

（医療用ガムについて）

- シンガポールではガムの持ち込みが禁止されており、シンガポール国外製のニコチンガムや口腔歯科用ガムも持ち込み禁止である。シンガポール政府登録のニコチンガム（シンガポール製。パッケージに登録番号が記載されたもの。）のみ、シンガポールから持ち出し、シンガポールに持ち込むことは可能とされている。

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

なし

参考情報

- 持ち込みや承認手続きに関する案内

<https://www.hsa.gov.sg/personal-medication>